

実地検査における確認事項及び注意点について

つくば市保健部介護保険課

1. 主な確認事項について

①重要事項説明書・契約書・個人情報利用の同意書

・重要事項説明書

事業を開始するまでに、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者や家族に同意を得ているか。

※介護報酬改定時は、料金改定の内容がわかる資料・同意書を作成し、利用者や家族の同意を得ること。

・契約書

利用者と契約書を取り交わしているか。

・個人情報利用の同意書

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

②計画の作成

- ・アセスメントが行われているか。アセスメントの結果を基に計画の作成が行われているか。
- ・計画の内容について利用者や家族に説明し、同意をもらっているか。交付しているか。
- ・モニタリングを実施しているか。必要に応じて計画の変更を行っているか。

③請求実績と提供記録の確認

- ・請求実績と実際のサービス提供内容に相違がないか。

④加算の算定要件

- ・加算の算定要件を満たしているか。

2. 実際にあった指摘事項について

① 運営基準減算について (居宅介護支援)

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について、利用者へ説明していないケースがあった。

→前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について利用者に説明を実施し理解を得ること。

② 退院・退所加算について (居宅介護支援)

カンファレンスありの要件について誤りがあったため過誤となった。

→正しい算定区分で加算の計算を行うこと (加算内容をよく確認すること)。

③ 医療系サービスを計画に位置付ける際の注意事項について (居宅介護支援)

利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合において、主治医の医師等の指示を確認することなく利用していた。

→利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

④ 訪問介護計画の作成について (訪問介護)

訪問介護計画を作成するにあたり、アセスメントを実施せず、居宅サービス計画書の転記となっている。

→訪問介護計画を作成する際は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載すること。

⑤ 緊急時訪問看護加算について (訪問看護)

緊急時訪問看護加算を算定する場合に、利用者やその家族の同意を得たことが確認できなかった。

→緊急時訪問看護加算を算定する場合は、利用者やその家族に加算について書面で説明し、同意を得ること。

⑥ **通所介護計画書について** (通所介護)

通所介護での入浴が通所介護計画書にのみ記載されているなど、通所介護計画書が居宅サービス計画書に沿った内容になっていない。

→居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って通所介護計画書を作成すること。

⑦ **個別機能訓練加算の算定について** (通所介護)

利用者の生活状況を確認することなく算定を続けていたり、旧様式を利用していたりするなど、個別機能訓練加算の算定手順や様式に不備があった。

→訓練計画の作成後、3か月ごとに1回以上利用者の居宅における生活状況を確認するとともに、利用者及び家族に対して当該計画の進捗状況を説明し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこと。厚労省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照のうえ、個別機能訓練計画書の見直しを行うこと。

⑧ **サービス計画の作成について** (特定施設入所者生活介護)

特定施設サービス計画の作成にあたり、アセスメントが不十分であった。

→利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたサービス目標等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成するため、課題分析標準項目(23項目)を参考にアセスメントを行うこと。

⑨ **福祉用具貸与計画について** (福祉用具貸与)

福祉用具貸与計画の作成にあたりアセスメント未実施、モニタリングの未実施、居宅サービス計画との相違があった。

→福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境の確認(アセスメント)を行い、福祉用具貸与計画を作成すること。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

また、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。